

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

ヒロオカケンセツカブシキカイシャ

申請者 氏名又は名称 廣岡建設株式会社

住所 奈良市茗荷町1033番地

代表者氏名 吉田 茂男

電話番号 0742-81-0326

FAX番号 0742-81-0328

メールアドレス ma53wx42ml@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良市茗荷町1033番地
廣岡建設株式会社
代表取締役 吉田茂男

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヒロオカケンセツカブシキカイシャ 廣岡建設株式会社		
住 所	奈良市茗荷町1033番地		
フリガナ 代表者の氏名	ヨシダシゲオ 代表取締役 吉田 茂男		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役の変更 役員の氏名	代表取締役 貫定 毅巳 貫定 毅巳	代表取締役 吉田 茂男 高見 進	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良市茗荷町1033番地
廣岡建設株式会社
代表取締役 吉田茂男

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市茗荷町1033番地
廣岡建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-002018	
商号	廣岡建設株式会社	
本店	奈良市茗荷町1033番地	
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和45年8月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木一式工事請負 2. 建築一式工事の請負 3. 大工工事業 4. とび、土工、コンクリート工事 5. 石工、レンガ、タイル、ブロック工事業 6. 屋根工事業 7. 給排水工事設計施工 8. 管工事の設計施工 9. 鋼構造物設置工事業 10. 舗装工事請負 11. 浚渫工事及び土木工事一式 12. 内装仕上工事業 13. 水道施設工事業 14. 神社仏閣の設計、施工及び請負 15. 造園及び土木工事の設計並びに施工 16. 建物の解体 17. 電気工事請負業 18. ガス工事の請負 19. 排水工事・地盤改良工事等各種土木工事業 20. 土地の造成及び開発 21. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	16万8000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万500株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

資本金の額	金4025万円	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>飯倉喜則</u>	平成26年11月30日重任
		平成26年12月26日登記
		平成28年12月31日退任
		令和6年1月4日登記
	<u>取締役</u> <u>貫定毅巳</u>	平成26年11月30日重任
		平成26年12月26日登記
		平成28年12月31日退任
		令和6年1月4日登記
	<u>取締役</u> <u>高見紅子</u>	平成26年11月30日重任
		平成26年12月26日登記
		平成28年12月31日退任
		令和6年1月4日登記
	<u>取締役</u> 吉田茂男	令和5年12月25日就任
		令和6年1月4日登記
	<u>取締役</u> 飯倉喜則	令和5年12月25日就任
		令和6年1月4日登記
<u>取締役</u> 高見紅子	令和5年12月25日就任	
	令和6年1月4日登記	
奈良市茗荷町1174番地 <u>代表取締役</u> <u>貫定毅巳</u>	平成26年11月30日重任	
	平成26年12月26日登記	
	平成28年12月31日退任	
	令和6年1月4日登記	
奈良市大宮町四丁目236番地の1 <u>代表取締役</u> 吉田茂男	令和5年12月25日就任	
	令和6年1月4日登記	

	監査役 貫定彰乃	平成24年11月29日就任 平成24年12月13日登記 平成28年12月31日退任 令和6年1月4日登記
	監査役 高見進	令和5年12月25日就任 令和6年1月4日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年5月31日

奈良地方法務局

登記官

岡本基治



定 款

令和6年6月6日

この定款の写しは現行定款と相違ありません

廣岡建設株式会社

代表取締役 吉田 茂男



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、廣岡建設株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事請負
2. 建築一式工事の請負
3. 大工工事業
4. とび、土工、コンクリート工事
5. 石工、レンガ、タイル、ブロック工事業
6. 屋根工事業
7. 給排水工事設計施工
8. 管工事の設計施工
9. 鋼構造物設置工事業
10. 舗装工事請負
11. 浚渫工事及び土木工事一式
12. 内装仕上工事業
13. 水道施設工事業
14. 神社仏閣の設計、施工及び請負
15. 造園及び土木工事の設計並びに施工
16. 建物の解体
17. 電気工事請負業
18. ガス工事の請負
19. 排水工事・地盤改良工事等各種土木工事業
20. 土地の造成及び開発
21. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、16万8000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券及び500株券の4種類とする。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(株主総会の開催地)

第15条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第24条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長

を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第31条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。